

地域療育センター等における新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年2月

(令和2年5月25日改訂)

(令和2年12月28日改訂)

(令和3年1月22日改訂)

名古屋市子ども青少年局

1 趣旨

名古屋市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地域療育センター等（以下「センター」という。）に関する対応方針を定める。

2 本方針の対象

地域療育センター、児童発達支援センター

3 対応方針

- (1) 感染拡大防止のための対応（地域療育センター通園部及び児童発達支援センター。ただし、療育グループを含む）

	区 分	センターに対する対応方針
ア	新型コロナウイルス感染症に感染した子どもが利用していた場合	当該子どもがセンターを最後に利用した日の翌日から原則として14日間、センターの臨時休業を要請する（休業期間については保健センターの判断を踏まえて個別に判断する）。 <u>なお、保健センターの調査により、センターにおいて他に濃厚接触者がいない場合は、原則として休業要請を行わない。</u>
イ	新型コロナウイルス感染症に感染した職員が従事していた場合	当該職員がセンターに最後に従事した日の翌日から原則として14日間、センターの臨時休業を要請する（休業期間については保健センターの判断を踏まえて個別に判断する）。 <u>なお、保健センターの調査により、センターにおいて他に濃厚接触者がいない場合は、原則として休業要請を行わない。</u>
ウ	センターを利用している子どもが通っている学校・保育所等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合	当該感染者が学校・保育所等を最後に利用した日の翌日から原則として14日間、当該学校・保育所等に通う子どものセンターの利用を避けるよう要請する。（センターの利用を避ける期間については、学校・保育所等の休業・休園期間に応じて個別に判断する）。 <u>※なお、名古屋市立学校（園）に通う子どもの場合は、当該学校（園）において陽性が確認された日以降において原則として当該学校（園）の臨時休業の規模及び期間に応じてセンターの利用を避けるよう要請する。</u>

(2) 感染拡大防止のための対応（地域療育センター診療相談部）

保健センターの判断を踏まえ、各センターにおいて個別に判断する。

(3) 関係者等への連絡

センターは、臨時休業の決定及び子どものセンターの利用を避けるよう要請した場合、速やかに子ども福祉課へ報告する。

(4) 消毒・清掃

臨時休業中、センターは必要に応じて消毒・清掃など必要な措置を行うものとする。

4 留意事項

- ・職員は、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒、換気等により感染経路を断つことを徹底すること。
- ・感染のリスクは、乾燥及び免疫力の低下により高まるため、こまめな水分補給を行うとともに、体調がすぐれない場合は無理をせず休養すること。
- ・利用児童の受入に当たっては本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断ること。
- ・医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害をもち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在のセンターを取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、利用時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある子どもについても同様の対応とすること。

5 その他

- ・この対応方針は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染防止対策に応じて、変更する場合がある。
- ・その他、国や本市からの通知等に基づき新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策等に留意すること。